

# 組合だよりの

発行 富士市神戸土地区画整理組合  
(富士市役所市街地整備課内事務局)

富士市神戸土地区画整理組合広報誌 第11号 平成19年12月発行 TEL 51-0123 内線2682



## ◇前号(第10号・H19年8月発行)から現在までの事業の報告について

1. 役員会(平成19年12月までの間に4回)
2. 岳南広域都市計画 用途地域の変更(神戸土地区画整理事業 仮換地指定地区)

上記のうち岳南広域都市計画 用途地域の変更(建ぺい率・容積率、平成19年9月14日 富士市公告第130号)について報告いたします。

神戸公民館及び富士市役所にて、平成19年4月25日、4月28日、5月9日の3回にわたり、富士市都市計画課によって説明会が開催されました。説明会に参加された方はご存知かと思いますが、仮換地指定地区(組合だより第8号 仮換地指定位置図参照)において、建ぺい率・容積率が下記のように正式に変更されましたので報告いたします。

建ぺい率 40% ⇒ **50%**      容積率 60% ⇒ **80%**

## ◇仮設迂回道路について

区画整理の工事を進めていく上で必要不可欠な仮設迂回道路が完成しました。位置についてはページ右側の平面図にも記載しております。この道路は工事用の大型車両が通行するとともに、カーブがきつく、見通しの悪い道路であるため、通行の際はスピードの出しすぎに十分注意していただきますようお願いいたします。平成19年12月18日より通行できるようにしました。

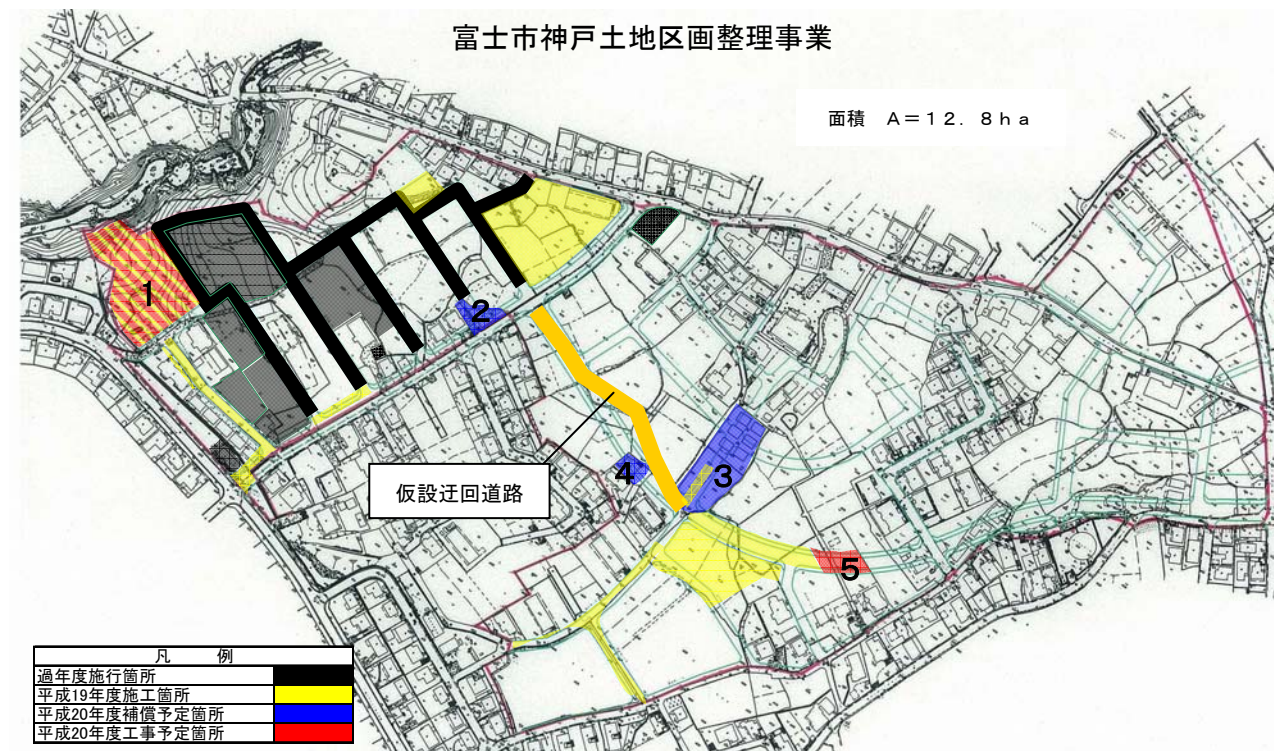
<西側から東側を望む>



<東側から西側を望む>



## ◇来年度工事について



No.	事業内容	事業内容
1	調整池築造工事(平成18年度から継続)	4 建物移転補償
2	建物移転補償	5 12M-1号線 街路築造工事
3	建物移転補償	

これらの工事以外にも、交渉が成立次第、工事は順次進めていきますので、今後ともよろしく願います。

## ◇その他

<建ぺい率>とは、

敷地面積に対する建築物の建築面積の割合をいいます。建築物の敷地内に一定割合以上の空き地を確保することにより、建築物の日照、通風、防火、避難路を確保すること等が目的であり、都市計画法では用途地域の種類、建築物の構造等により、その最高限度が制限されています。

<容積率>とは、

敷地面積に対する建築物の延床面積の割合をいいます。建築物の規模とその地域の道路等の公共施設の整備状況とのバランスを確保すること等が目的であり、都市計画法では用途地域ごとにその最高限度が制限されています。



土地について相続、売買、贈与等で所有権の変更がある方は事前に事務局(Tel.51-0123 内線2682)までご連絡ください。